



外国人(がいこくじん)のための

くらしのガイド

やさしい日本語(にほんご)

- ① 外国人(がいこくじん)の住民登録(じゅうみん とうろく)について
- ② 証明書(しょうめいしょ)の 休日(きゅうじつ) 受(う)け取(とり)について
- ③ マイナンバーについて
- ④ 税金(ぜいきん)と 納税(のうぜい)について
- ⑤ 国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)について
- ⑥ 国民年金(こくみん ねんきん)について
- ⑦ 介護保険(かいご ほけん)について
- ⑧ 健康相談(けんこう そうだん)、予防接種(よぼう せっしゅ)や健康診断(けんこう しんだん) について
- ⑨ ごみの出(だ)し方(かた)について
- ⑩ 水道(すいどう)の使用(しよう)について
- ⑪ 市民相談(しみんそうだん)、困(こま)っている こと の 相談(そうだん)について
- ⑫ 本庄市国際交流協会(ほんじょうし こくさい こうりゅう きょうかい)に ついて

①外国人(がいこくじん)の 住民登録(じゅうみん とうろく)について



問合(といあわせ)

本庄市役所(ほんじょう しゃくしょ)：市民課(しみんか) ☎0495-25-1113

児玉総合支所(こだま そうごう ししょ)：市民福祉課(しみんふくしか)

☎0495-72-1333

1 外国人(がいこくじん)の 住民登録(じゅうみん とうろく)について

下(した)の①～④の 外国人(がいこくじん)は、日本人(にほんじん)と 同(おな)じように 住民基本台帳制度(じゅうみん きほん だいちょう せいど)の 対象(たいしょう)です。

住民登録(じゅうみんとうろく)を すると 市(し)の サービスを 受(う)けることが できます。住所(じゅうしょ)を 変更(へんこう)する ときは 手続(てつづ)きが 必要(ひつよう)です。

- ① 3か月(さんかげつ)を 超(こ)える 中長期在留者(ちゅう ちょうき ざいりゅうしゃ)
- ② 特別永住者(とくべつ えいじゅうしゃ)
- ③ 一時庇護許可者(いちじ ひご きょかしゃ)、
仮滞在許可者(かり たいざい きょかしゃ)
- ④ 出生(しゅっせい)や 国籍喪失(こくせき そうしつ)による
経過滞在者(けいか たいざいしゃ)

2 住所(じゅうしょ)変更(へんこう)の 手続(てつづ)きについて

住所(じゅうしょ)を変更(へんこう)する 手続(てつづ)きは、本人(ほんにん)が してください。本人(ほんにん)が 手続(てつづ)きできない場合(ばあい)は、委任状(いにんじょう)【他(ほか)の人(ひと)に お願(ねが)いしたことが わかる書類(しょるい)】 が必要(ひつよう)です。

○転入届(てんにゅう とどけ)

日本(にほん)に 入国(にゅうこく)して 本庄市(ほんじょうし)に 住(す)む ときや 別(べつ)の 市区町村(しくちょうそん)から 本庄市(ほんじょうし)に 引っ越(ひっこ)して(ひっこして) 来(き)た ときは 「転入(てんにゅう)」 の手続(てつづ)きをして ください。転入(てんにゅう)した 日(ひ)から 14日(にち) 以内(いない)に 手続(てつづ)きをして ください。

*国外(こくがい、がいこく から)から 転入(てんにゅう)したとき

〈持(も)ってくる もの〉

- 在留(ざいりゅう)カード または 特別永住者証明書(とくべつ えいじゅうしゃ しょうめいしょ)
- パスポート
- 結婚証明書(けっこん しょうめいしょ)、出生証明書(しゅっせい しょうめいしょ) または 親子関係(おやこ かんけい)や夫婦関係(ふうふ かんけい)を 証明(しょうめい)できる 書類(しょるい)。

*外国語(がいこくご)の 証明書(しょうめいしょ)は 日本語(にほんご)に 訳(やく)した 書類(しょるい)も いっしょに 出(だ)して ください。

*別(べつ)の 市区町村(しくちょうそん)から 引(ひ)っ越(こ)して 来(き)た とき
〈持(も)ってくる もの〉

- 前(まえ)に 住んでいた 市区町村(しくちょうそん)が 発行(はっこう)した 転出証明書(てんしゅつ しょうめいしょ) または マイナンバーカード
- 通知(つうち)カード (マイナンバーカードを 持(も)っている 時(とき) は いません)
- 在留(ざいりゅう)カード または 特別永住者証明書(とくべつ えいじゅうしゃ しょうめいしょ)

○転居届(てんきょ とどけ)

本庄市(ほんじょうし) の中(なか)で 住所(じゅうしょ)を 変更(へんこう)した ときは 「転居(てんきょ)」の 手続(てつづ)きが 必要(ひつよう)です。変更(へんこう)した 日(ひ) から 14日(にち)以内(いない)に 手続(てつづ)きを してください。

〈持(も)ってくる もの〉

- 在留(ざいりゅう)カード または 特別永住者証明書(とくべつ えいじゅうしゃ しょうめいしょ)
- マイナンバーカード または 通知(つうち)カード

○転出届(てんしゅつ とどけ)

本庄市から 別(べつ)の 市区町村(しくちょうそん)へ 住所(じゅうしょ)を 変更(へんこう)するとき、 「転出(てんしゅつ)」の手続(てつづ)きが 必要(ひつよう)です。

「転出(てんしゅつ)」の手続(てつづ)きを すると (本庄市(ほんじょうし)が)転出証明書(てんしゅつ しょうめいしょ)を 出(だ)すことが できます。

転出証明書(てんしゅつ しょうめいしょ)は、新(あたらしい) 住所地(じゅうしょち)で
転入届(てんにゅう とどけ)の 手続(てつづ)きをするときに 必要(ひつよう)です。

〈持(も)ってくるもの〉

- 在留(ざいりゅう)カード または 特別永住者証明書(とくべつ えいじゅうしゃ しょうめいしょ)
- マイナンバーカード

○世帯変更届(せたい へんこう とどけ)

世帯(せたい)に 変更(へんこう)が あったときは、変更(へんこう)した 日(ひ)から 14日
(にち) 以内(いない)に 変更(へんこう)の 手続(てつづ)きを してください。

〈持(も)ってくるもの〉

- 在留(ざいりゅう)カード または 特別永住者証明書(とくべつ えいじゅうしゃ しょうめいしょ)
- 結婚証明書(けっこん しょうめいしょ)、出生証明書(しゅっせい しょうめいしょ)
または 親子関係(おやこ かんけい)や 夫婦関係(ふうふ かんけい)を
証明(しょうめい)する 書類(しょるい)

※外国語(がいこくご)の 証明書(しょうめいしょ)は 日本語(にほんご)に
訳(やく)した 書類(しょるい)も いっしょに 出(だ)して ください。

3 住民票(じゅうみんひょう)の 写(うつ)しが ほしい とき

本人(ほんにん)や 同(おな)じ 世帯(せたい)の 人(ひと)は 住民票(じゅうみんひょう)を
請求(せいきゅう)する ことが できます。

〈持(も)ってくる もの〉

- 在留(ざいりゅう)カードなど

4 その他(ほか)

○在留(ざいりゅう)カードについて

在留(ざいりゅう)カード を 新(あたらしい)く するための 申し込(もうしこ)みは 出入国
在留管理庁(しゅつにゅうこく ざいりゅう かんりちょう)で できます。管轄(かんかつ:手続
(てつづ)きの できる)の 出入国在留管理庁(しゅつにゅうこく ざいりゅう かんりちょう)
は 次(つぎ)の とおりです。

■東京出入国在留管理局(とうきょう しゅつにゅうこく ざいりゅう かんりきょく)
さいたま出張所(しゅっちょうじょ)

〒338-0002 埼玉県さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎 1階
☎048-851-9671

■東京出入国在留管理局(とうきょう しゅつにゅうこく ざいりゅう かんりきょく)
高崎出張所(たかさき しゅっちょうじょ)

〒370-0829 群馬県高崎市高松町 26-5 高崎法務総合庁舎 1階
☎027-328-1154

○特別永住者証明書(とくべつ えいじゅうしゃ しょうめいしょ)について

特別永住者証明書(とくべつ えいじゅうしゃ しょうめいしょ)を 新(あた)らしくする
手続(てつづ)きは、本庄市(ほんじょうし)でします。新(あた)らしく する時(とき)に 必要(ひ
つよう)な 書類(しょるい)もありますので、詳(くわ)しいことは 本庄市役所(ほんじょうし
ゃくしょ)市民課(しみんか)か 出入国在留管理庁(しゅつにゅうこく ざいりゅう かんりち
ょう)に 聞(き)いて ください。

②証明書(しょうめいしょ)の 休日(きゅうじつ: やすみの ひ) 受(う)け取(と)りに ついて



○住民票(じゅうみんひょう)の写(うつ)し、印鑑登録証明書(いんかん とうろく しょうめいしょ)に 関(かん)すること

本庄市役所(ほんじょう しゃくしょ) : 市民課(しみんか) ☎0495-25-1113

児玉総合支所(こだまそうごうししょ) : 市民福祉課(しみんふくしか) ☎0495-72-1333

○税務関係証明書(ぜいむ かんけい しょうめいしょ)に 関(かん)すること

本庄市役所(ほんじょう しゃくしょ) : 課税課(かぜいか) ☎0495-25-1122

児玉総合支所(こだまそうごうししょ) : 市民福祉課(しみんふくしか) ☎0495-72-1333

仕事(しごと)などで 平日(へいじつ: げつようび) から きんようび)に 市役所(しゃくしょ)に 来(こ)られない 人(ひと)の ため「住民票の写し(じゅうみんひょうの うつし)」「印鑑登録証明書(いんかん とうろく しょうめいしょ)」「税務関係証明書(ぜいむ かんけい しょうめいしょ)」を 市役所(しゃくしょ)に 行(い)く 前(まえ)に 電話(でんわ)で 予約(よやく)を して 休日(きゅうじつ)(土、日、祝)(どようび、にちようび、やすみの ひ)に 受(う)け 取(と)る ことが できます。

□予約(よやく)の 方法(ほうほう)

希望(きぼう)する 休日(きゅうじつ)の 前(まえ)の 月曜日(げつようび) から 金曜日(きんようび)に 担当(たんとう)の 窓口(まどぐち)へ 電話(でんわ)で 予約(よやく)を してください。その時(とき)に 下(した)の①~③の こと を 伝(つた)えて ください。

- ①. 氏名(しめい: なまえ)、住所(じゅうしょ: すんでいる ところ)、生年月日(せいねんが っぴ: うまれた とし つき ひ)、電話番号(でんわ ばんごう)
- ②. 住民票(じゅうみんひょう)の 写(うつ)しの 種類(しゅるい)、印鑑登録証(いんかん とうろく しょう)の 印鑑登録番号(いんかん とうろく ばんごう)、税務関係(ぜいむ かんけい)証明書(しょうめいしょ)の 種類(しゅるい)
- ③. 受(う)け 取(と)りを 希望(きぼう)する 日(ひ)と 時間(じかん)

本庄市役所(ほんじょう しゃくしょ)で 受(う)け 取(と)りたい 人(ひと)は 市民課(しみんか)と 課税課(かぜいか)へ 電話(でんわ)を してください。

児玉総合支所(こだま そうごう ししょ)で 受(う)け 取(と)りたい 人(ひと)は 市民福祉課(しみんふくしか)へ、 電話(でんわ)を してください。

口渡(わた)すことが できる 時間(じかん)

土曜日(どようび)、日曜日(にちようび)、祝日(しゅくじつ:やすみの ひ)の 午前(ごぜん) 8時(じ)30分(ふん) から 午後(ごご)5時(じ)15分(ふん)まで【12時(じ) から 午後(ごご)1時(じ)は 渡(わた)すことが できません】

口渡(わた)すことが できる 場所(ばしょ)

1. 本庄市役所(ほんじょう しやくしょ)(本庁舎管理室)(ほんちょうしゃ かんりしつ)
夜間(やかん:よる)・休日受付(きゅうじつ うけつけ:やすみの ひの うけつけ)
(本庁舎東側)(ほんちょうしゃ ひがし がわ)
2. 児玉総合支所(こだまそうごうししょ)休日受付窓口(きゅうじつ うけつけ まどぐち)

注意(ちゅうい:きを つける ところ)

・予約(よやく)の 電話(でんわ)は 平日(へいじつ)の 業務時間内(ぎょうむ じかん ない)【午前(ごぜん)8時(じ)30分(ふん) から 午後(ごご)5時(じ)15分(ふん)】に 申込(もうしこ)みを してください。

③マイナンバーについて



問合せ(といあわせ)

本庄市役所(ほんじょう しゃくしょ)：市民課(しみんか)

☎0495-25-1113

児玉総合支所(こだま そうごう ししょ)：市民福祉課(しみんふくしか)

☎0495-72-1333

マイナンバーは 2015 年(ねん) 10月(がつ)から 日本(にほん)に 住(す)む 全(すべて)の 人(ひと)に 知(し)らせる 番号(ばんごう)です。マイナンバーは 1人(ひとり) 1つの 番号(ばんごう)です。12個(こ)の 番号(ばんごう)です。

税金(ぜいきん) 社会保険(しゃかい ほけん)の 手続(てつづ)きで 使(つか)います。

働(はたら)いている 会社(かいしゃ)や 銀行(ぎんこう) 郵便局(ゆうびんきょく) 市役所(しゃくしょ)などで 必要(ひつよう)な 大切(たいせつ)な ものです。

□通知(つうち)カード

通知(つうち)カードには 氏名(しめい：なまえ) 住所(じゅうしょ：すんでいる ところ) 生年月日(せいねんがっぴ：うまれた とし つき ひ) 性別(せいべつ) マイナンバーが 書(か)いて あります。氏名(しめい)や 住所(じゅうしょ)が 変更(へんこう：かわった)に なった ときは 市役所(しゃくしょ)で 変更(へんこう)の 手続(てつづ)きを してください。大事(だいじ)な 書類(しょるい) です。失(なく)したり 捨(す)てたり しないで ください。

<持(も)ってくるもの>

- 通知(つうち)カード
- 写真付(しゃしんつき)の身分証明書(みぶんしょうめいしょ) 1点(てん)
または 写真(しゃしん)が ついていない 身分証明書(みぶん しょうめいしょ) 2点(てん)

□マイナンバーカード

マイナンバーカードは プラスチックの IC チップ カードです。氏名(しめい) 住所(じゅうしょ) 生年月日(せいねんがっぴ) 性別(せいべつ) マイナンバー 本人(ほんにん)の 顔(かお)の 写真(しゃしん)が ついて います。

本人(ほんにん)を 確認(かくにん)する 身分証明書(みぶん しょうめいしょ)としても使(つか)うことが できます。

氏名(しめい)や 住所(じゅうしょ)が 変更(へんこう)に なった ときは 市役所(しやくしょ)で 変更(へんこう)の 手続(てつづ)きを してください。

• 申し込む(もうしこむ) 方法(ほうほう)

郵便(ゆうびん)で 申込(もうしこ)みが できます。

パソコン スマートフォンの オンラインで 申込(もうしこ)みが できます。

• 受(う)け取(と)る 方法(ほうほう)

申込(もうしこ)み した後(あと) 市役所(しやくしょ)から 交付通知書(こうふ とうちしょ) が 届(とど)きます。交付通知書(こうふ とうちしょ)に 書(か)いてある 交付場所(こうふ ばしょ：うけとる ところ)へ 本人(ほんにん)が 行(い)って 受(う)け 取(と)っ て ください。マイナンバーカードは 市役所で 作(つく)っていません。申込(もうしこ)み した日(ひ)に 受(う)け 取(と)ることは できません。受(う)け 取(と)るときに 必要(ひつよう)な 書類(しょるい)や 手数料(てすうりょう)は 市民課(しみんか) または 市民福祉課(しみん ふくしか)に 聞(き)いて ください。

★注意(ちゅうい)★

• マイナンバーは 大切(たいせつ)な 番号(ばんごう)です。マイナンバーを 悪(わる)い こ とに 使(つか)われ ないために、ほかの人(ひと)に あなたの 番号(ばんごう)を 教(お)しえな いで ください。

本庄市役所(ほんじょう しやくしょ) 市民課(しみんか)

マイナンバー担当(たんとう) ☎0495-25-1246

平日(へいじつ) 8時(じ)30分(ふん) から 午後(ごご)5時(じ)15分(ふん)

④税金(ぜいきん)と 納税(のうぜい)：ぜいきんを おさめる)について



○税額(ぜいがく)や 課税(かぜい)に 関(かん)する 問合せ(といあわせ)

本庄市役所(ほんじょうしやくしょ)：課税課(かぜいか)

☎0495-25-1122

児玉総合支所(こだまそうごうししょ)：市民福祉課(しみんふくしか) ☎0495-72-1333

○納付(のうふ)や 納税相談(のうぜい そうだん)に 関(かん)する 問合せ(といあわせ)

本庄市役所(ほんじょうしやくしょ)：収納課(しゅうのうか)

☎0495-25-1120

児玉総合支所(こだまそうごうししょ)：市民福祉課(しみんふくしか) ☎0495-72-1333

1 暮(く)らしと 税金(ぜいきん)

日本(にほん)で 生活(せいかつ)する 外国人(がいこくじん)も 住(ず)んでいる 地域(ちいき)の 公共(こうきょう) サービスを 受(う)けることができます。そのため 日本(にほん)で 働(はたら)いて、給料(きゅうりょう)を もらったときや 土地(とち)を 持(も)っている 場合(ばあい)は 税金(ぜいきん)を 支払(しはら)わなければ なりません。【個人市民税(こじん しみんぜい)・県民税(けんみんぜい)、固定資産税(こてい しさんぜい)・都市計画税(とし けいかくぜい)、軽自動車税(けい じどうしゃぜい)】

また 本人(ほんにん)や 家族(かぞく)が 病気(びょうき)や けがなど 日本(にほん)の 病院(びょういん)で 診察(しんさつ)して もらった ときは、少(すく)ない お金(かね)で 診察(しんさつ)して もらうことができます。この 制度(せいど)にも みなさんの 税金(ぜいきん)を 使(つか)っています。【国民健康保険税(こくみん けんこう ほけんぜい)】

あなたの ところへ 税金(ぜいきん)の 手紙(てがみ)が 届(とど)いたら、いつまでに 支払(しはら)うかを よく見(み)て 必(かな)らず 支払(しはら)ってください。わからないときは 早(はや)めに 問合せ(といあわせ)先(さき)まで 相談(そうだん)して ください。

日本(にほん)では 外国人(がいこくじん)も 日本人(にほんじん)と 同(おな)じ サービスを 受(う)ける 権利(けんり)が 保証(ほしょう)されています。そのためには 税金(ぜいきん)の 支払(しはら)いなどの 決(き)まった事(こと)を 守(まも)らなければ なりません。

なお 税金(ぜいきん)の 支払(しはら)いをしていない人(ひと)や 税金(ぜいきん)の 支払(しはら)いの 話(はな)し 合(あ)いをして くれぬ人(ひと)は 決(き)まりを 守(まも)れなかったと いう 事(こと)で 強制的(きょうせいてき)に 支払(しはら)いをして もらいます。

市役所(しゃくしょ)で 取(とり) 扱(あつか)う 税金(ぜいきん)の 種類(しゅるい)と 税金(ぜいきん)を 支払(しはら)う 場所(ばしょ)

■取(とり) 扱(あつか)う 税金(ぜいきん)

- ①個人市民税(こじん しみんぜい)・県民税(けんみんぜい) … 会社(かいしゃ)で 働(はたら)いている人(ひと)や 自分(じぶん)で 商売(しょうばい)を しているなどで お金(かね)を もらっている人(ひと)に かかる 税金(ぜいきん)
- ②固定資産税(こてい しさんぜい)・都市計画税(とし けいかくぜい) … 市内(しない)に 土地(とち)や 建物(たてもの)などを 持(も)っている人(ひと)に かかる税金(ぜいきん)
- ③軽自動車税(けいじどうしゃぜい) … バイクや 軽自動車(けいじどうしゃ)などを 持(も)っている人(ひと)に かかる税金(ぜいきん)

■税金を支払(しはら)う場所(ばしょ) 市内(しない)に お店(みせ)が ある銀行(ぎんこう)・信用金庫(しんよう きんこ)・信用組合(しんよう くみあい)・労働金庫(ろうどう きんこ)・農業協同組合(のうぎょう きょうどう くみあい)・ゆうちょ銀行(ぎんこう)・郵便局(ゆうびんきょく)・コンビニエンスストア

本庄市役所(ほんじょう しゃくしょ)…収納課(しゅうのうか)(市役所(しゃくしょ) 1階(かい))・児玉総合支所(こだま そうごう ししょ)…市民福祉課(しみん ふくしか)

【夜間(やかん)・休日(きゅうじつ)の 税金(ぜいきん)の 支払(しはら)い 税金(ぜいきん)を支払(しはら)うための 相談(そうだん)について】

業務(ぎょうむ) 時間内(じかんない)に 市役所(しゃくしょ)に 来(く)ることが できない人(ひと)の ために、夜間(やかん)は 毎月(まいつき) 初(はじめ)の 決(き)まった日(ひ)の 夜(よる)7時(じ)まで 本庄市役所(ほんじょうしゃくしょ)収納課(しゅうのうか)と 児玉総合支所(こだまそうごうししょ) 市民福祉課(しみんふくしか)で 窓口(まどぐち)を 開(ひら)いています。

また 休日(きゅうじつ)は 毎月(まいつき)最終(さいご)の 日曜日(にちようび)に 本庄市役所(ほんじょうしゃくしょ)収納課(しゅうのうか)で 窓口(まどぐち)を 開(ひら)いています。

ただし 自分(じぶん)の 国(くに)の 言葉(ことば)だけの 対応(たいおう)は できません。通訳(つうやく)の できる人(ひと)と 一緒(いっしょ)に 来(き)てください。



⑤国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)について



問合せ

本庄市役所(ほんじょう しやくしょ)：保険課(ほけんか)

☎0495-25-1116

児玉総合支所(こだま そうごう ししょ)：市民福祉課(しみんふくしか)

☎0495-72-1333

1 公的(こうてき) 医療保険(いりょうほけん)の 種類(しゅるい)

- A 社会保険(しゃかい ほけん) … 会社(かいしゃ)などで 働(はたら)く人(ひと)と その 家族(かぞく)が 入(はい)る 保険(ほけん)
- B 国民健康保険(こくみん けんこう ほけん) … 市町村(しちょうそん)が 運営(うんえい)する 保険(ほけん)

※Bの 国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)は、Aの 社会保険(しゃかいほけん)に 入(はい)っていない 人(ひと)が 入(はい)る 保険(ほけん)です。

医療費(いりょうひ)の 一部(いちぶ)を 支払(しはら)えば 病院(びょういん)の 診察(しんさつ)を 受(う)けることが できます。

※A、B どちらかの 保険(ほけん)に 入(はい)らないと、医療費(いりょうひ)の すべてを 支払(しはら)わなければ なりません。

2 国民健康保険資格(こくみん けんこう ほけん しかく)

本庄市(ほんじょうし)に 住民登録(じゅうみんとうろく)をしている 外国人(がいこくじん)で、3か月(げつ)を 超(こ)えて 滞在(たいざい)する 人(ひと)は 国民健康保険(こくみんけんこうほけん)に 入(はい)らなければ なりません。

3

国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)に 入(はい)るための届出(とどけ)で

本庄市(ほんじょうし)に 転入(てんにゅう)・入国(にゅうこく)したとき。

会社(かいしゃ)の 社会保険(しゃかい ほけん)を やめたとき【やめた 証明書(しょうめいしょ)が 必要(ひつよう)です。】などは 必(かならず) 14 日(にち) 以内(いない)に 手続(てつづ)きをして ください。

また 本庄市(ほんじょうし)から 転出(てんしゅつ:ほかの ところへ いく)・出国(しゅつこく:がいこくへ いく)したときや 会社(かいしゃ)などの 社会保険(しゃかい ほけん)に 入(はい)ったとき 国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)の 保険証(ほけんしょう)は 使(つか)えなくなります。

その時(とき)は 保険証(ほけんしょう)を 必(かならず) 市役所(しやくしょ)に 返(かえ)してください。

4 国民健康保険税(こくみん けんこう ほけんぜい)

国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)に 入(はい)ったら 必(かならず) 国民健康保険税(こくみん けんこう ほけんぜい)を 支払(しはら)う 必要(ひつよう)が あります。

国民健康保険税(こくみん けんこう ほけんぜい)は 国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)に 入(はい)っている 人(ひと)がいる 世帯(せたい:おなじ ところに すんで きゅうりょうを いっしょに つかっている かぞくなど)の 世帯主(せたいぬし)に 課税(かせい)されます。

※世帯主(せたいぬし)が 国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)に 入(はい)っていない なくても 世帯(せたい)の 中(なか)に 国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)に 入(はい)っている 人(ひと)が いると 世帯主(せたいぬし)が 税金(ぜいきん)を 支払(しはら)う こと になります。

税額(ぜいがく)は 国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)に 入(はい)っている人(ひと)の 前(まえ)の 年(とし)の 所得(しょとく:はたらいて もらった おかね) 固定資産税額(こてい しさんぜい がく) 世帯(せたい)の 中(なか)の 国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)に 入(はい)っている 人数(にんずう)などで 計算(けいさん)します。

国民健康保険税(こくみん けんこう ほけんぜい)を支払(しはら)わないうと 国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)の サービスを受(う)けることができなくなります。国民健康保険税(こくみん けんこう ほけんぜい)を支払(しはら)う 方法(ほうほう)は 「税金(ぜいきん)と 納税(のうぜい)について」を見(み)てください。

5 国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)事業(じぎょう)

① 人間ドック助成(にんげん どっく じょせい)

6か月(げつ)よりも 長(なが)く 国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)に入(はい)っている 35 歳(さい) 以上(いじょう)の 人(ひと)で 国民健康保険税(こくみん けんこう ほけんぜい)を 全(すべ)て 支払(しはら)っている人(ひと)を 対象(たいしょう)に 人間(にんげん)ドックを受診(じゅしん)した 金額(きんがく)の 一部(いちぶ)を 助成(じょせい)します【一部(いちぶ)の お金(かね)を 出(だ)します】。

② 出産育児一時金支給制度(しゅっさん いくじ いちじきん しきゅう せいど)

国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)に入(はい)っている 人(ひと)が 出産(しゅっさん)：子どもを うむ ことした ときにお金(かね)を もらえます。

※国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)以外(いがい)の 社会保険(しゃかい ほけん)から 支払(しはら)われるときは 対象(たいしょう)に なりません。

③ 葬祭費支給制度(そうさいひ しきゅう せいど)

国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)に入(はい)っている 人(ひと)が 死(しん)んだ とき、その人(ひと)の 葬式(そうしき)をした 人(ひと)は お金(かね)を もらえます。

※国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)以外(いがい)の 社会保険(しゃかいほけん)から 支払(しはら)われるときは 対象(たいしょう)となりません。

6 健康(けんこう)づくりチャレンジポイント事業(じぎょう) (はにぼんチャレンジ)

健康(けんこう)な 生活(せいかつ)を 送(おく)ることが できるように 自分(じぶん)から 健康(けんこう)づくりの 講座(こうざ)などに 参加(さんか)してもらうための 事業(じぎょう)です。

対象(たいしょう)になっている 健康(けんこう)づくり事業(じぎょう)、健康診断(けんこう しんたん)、がん検診(けんしん)、健康講座(けんこう こうざ)などに 参加(さんか)して チャレンジポイントを ためると 商品(しょうひん)と 交換(こうかん)できます。

7 医療費(いりょうひ)が 高額(こうがく：お金が たかい)に なったとき

1人(ひとり)の 人(ひと)が 1か月間(いっかげつかん)に 同(おなじ) 医療機関(いりょう きかん)に 支払(しはら)った お金(かね)が 所得(しょとく：はたらいて もらう おかね)で 決(き)まった 上限(じょうげん)の 額(がく)を 超(こ)えたとき その超(こ)えた お金(かね)が 後(あと)で 高額療養費(こうがく りょうようひ)として 支払(しはら)われます。

なお 高額療養費(こうがく りょうようひ)に 当(あ)てはまる 場合(ばあい) 申請(しんせい)を 知(し)らせる 手紙(てがみ)を 送(おく)ります。

手紙(てがみ)を 送(おく)るのは、早(はや)くても 病院(びょういん)で 診察(しんさつ)した 月(つき)の 3か月後(さんかげつご)の 月末(げつまつ)となります。

病院(びょういん)への 入院(にゅういん)か 金額(きんがく)の 高(たかい) 通院(つういん)の 場合(ばあい)は 限度額認定証(げんどがく にんていしょう)を もらうことも できます。保険課(ほけんか)に 確認(かくにん)して ください。

⑥国民年金(こくみん ねんきん)について



問合せ(といあわせ)

本庄市役所(ほんじょう しやくしょ)：市民課(しみんか)

☎0495-25-1114

児玉総合支所(こだま そうごう ししょ)：市民福祉課(しみん ふくしか)

☎0495-72-1333

公的年金(こうてき ねんきん)は 歳(とし)を とった時(とき) 身体(からだ)が 不自由(ふじゆう)に なった時(とき) 一緒(いっしょ)に 住(すん)んでいた 人(ひと)が 死(しん)んで 残(のこ)された 家族(かぞく)に なったとき など 生活(せいかつ)を する お金(かね)を もらうための 社会保険制度(しゃかい ほけん せいど)です。

住民登録(じゅうみん とうろく)を した 人(ひと)で、20歳以上(20さい いじょう) 60歳未満(60さい みまん)の 人(ひと)は 国民年金(こくみん ねんきん)に 入(はい)り 保険料(ほけんりょう)を 払(はら)います。

住民登録(じゅうみん とうろく)を するときは 国民年金(こくみん ねんきん)の 窓口(まどぐち)でも 必(かな)らず 国民年金(こくみん ねんきん)に 入(はい)る 手続(てつづ)きを してください。【手続(てつづ)きに パスポートが 必要(ひつよう)です。】

国民年金(こくみん ねんきん)を 払(はら)っている人(ひと) または 払(はら)った こと が ある人(ひと)が 国(くに)に 帰(かえ)る ときは 年金(ねんきん) または 脱退一時金(だつたい いちじきん)が もらえる ときが あります。国民年金(こくみん ねんきん)の 窓口(まどぐち)で 聞(き)いて ください。

※厚生年金保険(こうせい ねんきん ほけん)に 入(はい)っている 人(ひと)は 国民年金(こくみん ねんきん)に 入(はい)る 手続(てつづ)きは 必要(ひつよう) ありません。

⑦介護保険(かいご ほけん)について



問合せ(といあわせ)

本庄市役所(ほんじょう しゃくしょ)：介護保険課(かいご ほけんか)

☎0495-25-1719

児玉総合支所(こだま そうごう ししょ)：市民福祉課(しみん ふくしか)

☎0495-72-1333

1 介護保険(かいごほけん)について

「介護(かいご)」は 高齢者(こうれいしゃ：としをとったひと)が 普段(ふだん)の生活(せいかつ)で 助(たす)けが いる 時(とき)に 世話(せわ)を することです。【たすけることです】

介護保険(かいご ほけん)は 高齢者(こうれいしゃ：としをとったひと)の 介護(かいご)を 家族(かぞく)だけでなく 社会全体(しゃかい ぜんたい)で 支(ささ)える【助(たす)ける】 制度(せいど)です。

介護(かいご)を 社会全体(しゃかい ぜんたい)で 支(ささ)える ことで 年(とし)をとっても 安心(あんしん)して 暮(く)らすことができます。

この保険(ほけん)は 40歳以上(40 さい いじょう)の 人(ひと)が 入(はい)り 保険料(ほけんりょう)を 出(だ)すのが きまりです。

2 要介護認定(ようかいごにんてい)について

65歳以上(65 さい いじょう)の 人(ひと)は 体(からだ)の 機能(きのう)が 下(さ)がります【体(からだ)を 動(うご)かす ことが 難(むずか)しく なります】。 毎日(まいにち)の生活(せいかつ)が 大変(たいへん)に なり 介護(かいご)が 必要(ひつよう)に なったときは 要介護認定(ようかいごにんてい)を 受(う)けて 介護(かいご)サービスを使(つか)うことができます。

40歳(さい)から 64歳(さい)までの 人(ひと)が 決(き)められた 16種類(しゅるい)の 病気(びょうき)に なった時(とき)は 要介護認定(ようかいごにんてい)を 受(う)けて 介護(かいご)サービスを使(つか)う ことができます。

3 外国人(がいこくじん)の介護保険(かいごほけん)について

本庄市(ほんじょうし)に 住民登録(じゅうみん とうろく)をしている 外国人(がいこくじん)で 在留期間(ざいりゅう きかん)が 3か月(さんかげつ)より 長(ながい) 人(ひと)は 介護保険(かいごほけん)に はいります。

在留期間(ざいりゅう きかん)が 3か月(さんかげつ)より 短(みじか)くても 入国(にゅうこく)の 目的(もくてき)や 入国(にゅうこく)した 後(あと)の 生活(せいかつ)の 様子(ようす)から 3か月(さんかげつ)より 長(なが)く 本庄市(ほんじょうし)に いることを 認(みと)める ことが できる人(ひと)は 入(はい)ら なければなりません。

介護保険課(かいご ほけんか)で 保険証(ほけんしょう)が 渡(わた)された 人(ひと)が 住所(じゅうしょ)や 氏名(しめい)が 変(か)わった 場合(ばあい)は 保険証(ほけんしょう)を 持(も)って 窓口(まどぐち)に 来(き)て ください。

⑧子どもの 健康相談(けんこう そうだん)、予防接種(よぼう せっしゅ)や おとなの 健康診断(けんこう しんだん) について



問合(といあわせ) 健康推進課(けんこう すいしんか)

(本庄市保健センター：ほんじょうし ほけん センター)

☎0495-24-2003

1 子(こ)どもの 健康(けんこう)

■妊娠(にんしん)したら 母子健康手帳(ぼし けんこう てちょう)を 受(う)け 取(と)って ください。

【受(う)け 取(と)れる場所(ばしょ)】

本庄市役所(ほんじょう しゃくしょ)：市民課(しみんか)(市役所1階 しゃくしょ 1かい)

健康推進課(けんこう すいしんか)(本庄市保健(ほんじょうしほけん)センター)

児玉総合支所(こだま そうごう ししょ)：市民福祉課(しみん ぷくしか)

■赤(あか)ちゃんが 元気(げんき)に 育(そだ)つように！

○ 赤(あか)ちゃんの 育(そだ)て方(かた)など 心配(しんぱい)な ことを 相談(そうだん)して ください。

育児(いくじ)：こどもを そだてる ことや 食事(しょくじ)に ついて いろいろな 相談(そうだん)に 保健師(ほけんし)や 栄養士(えいようし)などが 答(こた)えます。

○ 乳幼児健康診査(にゅうようじ けんこう しんさ)や 予防接種(よぼう せっしゅ)を 受(う)けて ください。

・ 乳幼児(にゅうようじ)の健康診査(けんこう しんさ) 健康相談(けんこう そうだん)

3～4か月児(3～4 かげつ じ)健康診査(けんこう しんさ)

1歳6か月児(1 さい 6 かげつ じ)健康診査(けんこう しんさ)

3歳児(さんさい じ)健康診査(けんこう しんさ)

9～10か月児(9 から 10 かげつ じ)健康相談(けんこう そうだん) 2歳児(2 さい じ)健康相談(けんこう そうだん)

※一か月(いっかげつ)くらい 前(まえ)に 案内(あんない:あんないの てがみ)が 届(とど)きます。【来(き)ます】

・予防接種(よぼう せっしゅ)

(医療機関接種 いりょう きかん せっしゅ)

※赤(あか)ちゃん訪問(ほうもん)【家(いえ)に 赤(あか)ちゃんを 見(み)に 行(い)きます】のとき などに 渡(わた)した 予診票(よしんひょう)を 持(も)って 医療機関(いりょう きかん)で 予防接種(よぼう せっしゅ)を 受(う)けて ください。

2 おとなの 健康診断(けんこう しんだん)(健診 けんしん)

■健康診断(けんこう しんだん)(健診 けんしん)や 健康相談(けんこう そうだん)を 受(う)けて ください。

健診(けんしん)の 種類(しゅるい)によって 医者(いしゃ)に 診(み)てもらう ことができる人(ひと)が 違(ちが)います。 詳(くわ)しいことは 市(し)の 広報紙(こうほうし)や ホームページ などを 見(み)て ください。

・健診(けんしん)の 種類(しゅるい)

肺(はい)がん・結核 検診(けっかく けんしん) 胃(い)がんリスク 検診(けんしん) 胸部(きょうぶ:むね)レントゲン 検診(けんしん) 胃(い)・大腸(だいちょう)がん 検診(けんしん) 子宮(しきゅう)・乳(にゅう)がん 検診(けんしん) 前立腺(ぜんりつせん)がん 検診(けんしん) 歯周疾患 検診(ししゅう しかん けんしん) など どの 検診(けんしん)も 年度内(ねんど ない)に 一人(ひとり)一回(いっかい) 医者(いしゃ)に 診(み)て もらうことができます。

⑨ごみの出(だ)し方(かた)について



問合(といあ)わせ

本庄市役所(ほんじょうしやくしょ)：環境推進課(かんきょうすいしんか)

☎0495-25-1172

児玉総合支所(こだまそうごうししょ)：環境産業課(かんきょうさんぎょうか)

☎0495-72-1334

家(いえ)から 出(で)る ごみは、「燃(も)えるごみ(燃(も)やすことが できるごみ)」「燃(も)えないごみ(燃(も)やすことが できないごみ)」「有害(ゆうがい)ごみ(きけんな ごみ)」などに 分(わ)けて ください。

「決(き)まった 曜(よう)日(び)の朝(あさ)、決(き)まった 時(じ)間(かん)(本庄地域(ほんじょうちいき)は 午前(ごぜん)8時(じ)30分(ぶん) 児玉地域(こだまちいき)は 午前(ごぜん)8時(じ)」までに「決(き)まった ごみの 収(しゅう)集(じゅう)所【(しゅうしゅうじょ：ごみを あつめるところ)】」に 出(だ)して ください。燃(も)える ごみと 燃(も)えない ごみは 「認(にん)定(てい)袋(ぶくろ)【(にんていぶくろ：きまった ぶくろ)】」に 入(い)れて 出(だ)して ください。収(しゅう)集(じゅう)日(び)【(しゅうしゅうび：ごみを あつめる ひ)】は 家(か)庭(てい)ごみ 収(しゅう)集(じゅう)日(び)の 表(ひょう)を 見(み)て ください。

1 燃(も)えるごみ(燃(も)やす ことが できる ごみ)

本庄市(ほんじょうし)の 認(にん)定(てい)袋(ぶくろ)【スーパーや コンビニなどで 売(う)っています】に 入(い)れて ください。

・生(なま)ごみ プラスチック類(るい)【トレー・パック・CD・シャンプーの 容(よう)器(き)など】、皮(かわ)製(せい)品(ひん)【かばん・くつなど】

※生(なま)ごみは よく 水(みず)を きって ください。【ごみを 入(い)れる 袋(ぶくろ)に 水(みず)が 出(で)ないように して ください】

※木(き)の 枝(えだ)などは 直(ちよ)径(けい)25cm以下(いか)で 認(にん)定(てい)袋(ぶくろ)に 入(は)いる 長(なが)さに して 出(だ)して ください。

2 燃(も)えないごみ (燃(も)やすことが できない ごみ)

本庄市(ほんじょうし)の 認定袋(にんていぶくろ)に 入(い)れて ください。

- 金属製品(きんぞくせいひん)【鍋(なべ)、やかん、フライパン など】、食器類(しょっきるい)【お皿(さら)、茶碗(ちやわん) など】、刃物類(はものるい)【はさみ、髭剃(ひげそり) など】、鏡(かがみ)、電球(でんきゅう)【水銀(すいぎん)を 含(ふく)まない もの】

※刃物類(はものるい)は 刃先(はさき)が 出(で)ないように 紙等(かみなど)で 包(つつ)んで 出(だ)して ください。

3 有害(ゆうがい)ごみ (きけんな ごみ)

有害(ゆうがい)ごみ用(よう)の 認定袋(にんていぶくろ)は ありません。買(か)ったときの 箱(はこ)や 袋(ふくろ)などに 入(い)れて 出(だ)して ください。

- 電池(でんち)、水銀(すいぎん)を 使(つか)っているもの (蛍光管(けいこうかん)、電球(でんきゅう)、体温計(たいおんけい)、血圧計等(けつあつけいなど))

※蛍光管(けいこうかん)や 体温計(たいおんけい)などは 割(わ)れないように 紙(かみ)などに 包(つつ)んでから 出(だ)して ください。

4 資源(しげん)ごみ

収集所(しゅうしゅうじょ)に 置(お)いてある 回収容器(かいしゅうようき)に 分(わ)けて 入(い)れて ください。

- ペットボトル 缶類(かんるい) (空き缶(あきかん)、スプレー缶(かん)、菓子缶(かしかん) など)、びん類(るい) (ビール、ドレッシング、ジャムなど)

※洗(あら)って 出(だ)して ください。

※スプレー缶(かん)は 使(つか)い切(き)ってから【全部(ぜんぶ) 使(つか)った あと】 穴(あな)を 開(あ)けて 出(だ)して ください。

※さびた缶(かん)や 割(わ)れた びん 汚(よご)れた 缶(かん)・びんは「燃(も)えないごみ」の 日(ひ)に 出(だ)して ください。

※市役所(しやくしょ)や 公民館(こうみんかん)などでも 回収(かいしゅう)して います。

5 紙類(かみるい)、布類(ぬのるい)、金属類(きんぞくるい)

PTA(ほごしゃかい)や 子(こ)ども会(かい) などの 集団資源回収(しゅうだん しげん かいしゅう)に 出(だ)して ください

- 新聞紙(しんぶんし) ダンボール 牛乳(ぎゅうにゅう)パック 雑誌(ざっし) 衣類(いるい)
飲料用缶(いんりょうよう かん)【アルミ・スチール】

※PTA(ほごしゃかい)や 子(こ)ども会(かい) などの 集団資源回収(しゅうだん しげん かいしゅう)に 協力(きょうりょく)して ください。

※種類(しゅるい)ごとに ひもで しばって ください。そして 袋(ふくろ)に 入(い)れて 出(だ)して ください。

6 粗大(そだい)ごみ【大(おお)きな ごみ】

本庄市(ほんじょうし)の 認定袋(にんていぶくろ)に 入(はい)らない ものは 収集所(しゅうしゅうじょ)に 出(だ)すことが できません。小山川(こやまがわ)クリーンセンターへ 持(も)って 行(い)って ください。

- 家具(かぐ) ベッド ふとん 自転車(じてんしゃ) ファンヒーター 本棚(ほんだな)など

※自分(じぶん)で 持(も)って 行(い)く 場合(ばあい) 1回(かい)の 搬入【はんにゅう:ものを 持(も)っていく】で 100 kgまでは お金(かね)は いりません。(100 kgを 超(こ)えた 場合(ばあい)、10 kgあたり 40円(えん))

自分(じぶん)で 持(も)って 行(い)く ことが できない 場合(ばあい) 市役所(しやくしょ)か ごみの 収集許可業者(しゅうしゅう きょか ぎょうしゃ)に 頼(たの)んで ください。(お金(かね)が 必要(ひつよう)です)

※収集許可業者(しゅうしゅう きょか ぎょうしゃ)の 一覧表(いちらんひょう)が 市(し)の ホームページに あります。

7 小型(こがた)の 電機製品(でんきせいひん)

市役所(しやくしょ)と 児玉総合支所(こだま そうごう ししょ)に 置(お)いてある 回収(かいしゅう)ボックスに 持(も)ってくるか リネットジャパン(株)の 宅配便回収(たっきゅうびんかいしゅう)に 申(もう)し込(こ)んで ください。

- ・電話機(でんわき) 携帯電話(けいたいでんわ) カメラ パソコン ゲーム機(き) ヘアドライヤー DVDプレイヤー 電卓(でんたく) ラジオなど

※回収(かいしゅう)ボックスの 投入口(とういりぐち)(30cm×15cm)に 入(はい)る もの だけが 出(だ)せます。

※宅急便回収(たっきゅうびんかいしゅう)は、パソコン本体(ほんたい)が あれば 1箱分(はこぶん)(1,500円(えん))は お金(かね)が いりません。

8 収集所(しゅうしゅうじょ)に 出(だ)せない ごみ

- ・家電(かでん)リサイクル 対象品目(たいしょう ひんもく)である 冷蔵庫(れいそうこ) 冷凍庫(れいとうこ) 洗濯機(せんたくき) 衣類乾燥機(いるい かんそうき) テレビ(液晶(えきしょう)・プラズマを 含(ふく)む) エアコン。

次(つぎ)の 回収方法(かいしゅう ほうほう)が あります。

- ① 家電販売店(かでん はんばいてん)に お願(ねが)いする。リサイクル料金(りょうきん) 運搬料金(うんぱん りょうきん)が かかります。
- ② 収集許可業者(しゅうしゅう きょか きょうしゃ)へ お願(ねが)いする。市(し)の ホームページに 一覧表(いちらんひょう)が あるので 聞(き)いてみて ください。
- ③ 自分(じぶん)で 指定引取場所(してい とりひき ばしょ)へ 運(はこ)ぶ。郵便局(ゆうびんきょく) ゆうちょ銀行(ぎんこう)で リサイクル券(けん)を 買(か)ってから 運(はこ)んで ください。
- ④ 市役所(しやくしょ)に お願(ねが)いする。運搬手数料(うんぱん てすうりょう)が かかります。事前(じぜん)に 聞(き)いて ください。

・消火器(しょうかき)【火(ひ)を 消(け)す もの】 ガスボンベ タイヤ コンクリートブロック 薬品(やくひん)などは 販売店(はんばいてん)や 処理業者(しより ぎょうしゃ)に 願(ねが)いして ください。

!ルール!【守(まも)る こと】

収集所(しゅうしゅうじょ)は 使(つか)っている 地域(ちいき)の みなさんで 管理(かんり)を しています。収集所(しゅうしゅうじょ)の 近(ちか)くに 住(す)んでいる 人(ひと)の 迷惑(めいわく)に ならないように ルールを 守(まも)り きれいに 使(つか)いましょう。

分(わ)からない ときは 近(ちか)くに 住(す)んでいる 人(ひと)や 市役所(しやくしょ)に 聞(き)いて ください。

⑩水道(すいどう)の使用(しょう)について



問合せ(といあわせ) 水道課(すいどうか)

(水道庁舎：すいどうちょうしゃ) ☎ 0495-22-2151

1 水道(すいどう)を 使(つか)い 始(はじ)めるとき

電話(でんわ)などで 早(はや)めに 【使用者名(しょうしゃめい)・住所(じゅうしょ)・使用開始日(しょうかいしび)】などを 連絡(れんらく)して ください。

※土曜日(どようび)、日曜日(にちようび)、祝日(しゅくじつ：やすみのひ)は 営業(えいぎょう)して いません。平日(へいじつ)【月曜日(げつようび)から 金曜日(きんようび)】に 連絡(れんらく)して ください。

2 料金(りょうきん)の 支払(しはら)い

水道料金(すいどうりょうきん)の 請求(せいきゅう)は 2か月(げつ)に 1回(かい)です。支払納付書(しはらいのうぷしょ)に 書(か)いてある 銀行(ぎんこう)、信用金庫(しんようきんこ)、信用組合(しんようくみあい)、労働金庫(ろうどうきんこ)、農業協同組合(のうぎょう きょうどう くみあい)、ゆうちょ銀行(ぎんこう)(郵便局(ゆうびんきょく))、コンビニエンスストア、水道課(すいどうか)、下水道課(げすいどうか)、水道窓口(すいどうまどぐち)(アスパアこだま内(ない))で 支払(しはら)うことが できます。

また 口座(こうざ)から 自動的(じどうてき)に 支払(しはら)う ことも できるので 銀行(ぎんこう)に 行(い)って 手続(てつづ)きをして ください。

3 水道(すいどう)を 止(と)める とき

電話(でんわ)などで 早(はや)めに 連絡(れんらく)して ください。

※水道(すいどう)を使(つか)う人(ひと)の名前(なまえ)、住所(じゅうしょ)、水道(すいどう)を使(つか)わなくなる日(ひ)、お客様番号(きゃくさまばんごう)を 連絡(れんらく)して ください。

！注意(ちゅうい)！ 次(つぎ)の ときは 水(みず)を 止(と)めます。

A 使(つか)い始(はじめ)る 連絡(れんらく)が ない

B 料金(りょうきん)の 支払(しはら)いが ない

－Q&A－【良(よ)くある 質問(しつもん)】

Q. 水(みず)が でない

A. 使(つか)い始(はじめ)る 連絡(れんらく)は しましたか？

連絡(れんらく)した後(あと) 自分(じぶん)で メーターの 横(よこ)にある コックを
開(ひら)いて 使(つか)って ください。

Q. 水道料金(すいどうりょうきん)が 急(きゅう)に 増(ふ)えた

A. 家(いえ)の中(なか)の 蛇口(じゃぐち)を すべて 閉(し)めて メーターの パイロットが
回(まわ)っているか 確(た)しかめて ください。少(すこ)しでも 回(まわ)っていると 水
(みず)が 漏(も)れて いることが あります。

※何(なに)か わからないことや 困(こま)ったことが あったら 水道課(すいどうか)に
連絡(れんらく)して ください。

①市民相談(しみんそうだん)

困(こま)っている ことの 相談(そうだん)について



○下(した)の 1、2の 問合(といあわせ)

本庄市役所(ほんじょうしゃくしょ)：市民課(しみんか) ☎0495-25-1113

※予約(よやく)が 必要(ひつよう)です。予約(よやく)が 多(おおい)ときは 次(つぎ)の 月(つき)に なる時(とき)が あります。

○下(した)の 3の 問合(といあわせ)

本庄市役所(ほんじょうしゃくしょ)：市民活動推進課(しみんかつどうすいしんか)

☎0495-25-1118

毎月(まいつき) 市民(しみん)が 相談(そうだん) できる 場所(ばしょ)が あります。お金(かね)はかかりません。秘密(ひみつ)は 守(まも)ります。 気軽(きがる)に 相談(そうだん)して ください。予約(よやく)が 必要(ひつよう)な 相談(そうだん)も あるので わからないことは 聞(き)いて ください。

※自分(じぶん)の 国(くに)の 言葉(ことば)だけの 対応(たいおう)は できません。通訳(つうやく)の できる人(ひと)と 一緒(いっしょ)に 来(き)て ください。

1

市(し)の 相談窓口(そうだんまどぐち)と 相談(そうだん)の 種類(しゅるい)

①. 行政(ぎょうせい)

【相談日(そうだんび)…毎月(まいつき)第(だい)3木曜日(もくようび)】※1

②. 法律(ほうりつ)

【相談日(そうだんび)…毎月(まいつき)第(だい)1～4水曜日(すいようび)】※2

③. 不動産(ふどうさん)

【相談日(そうだんび)…毎月(まいつき)第(だい)2金曜日(きんようび)】

④. 年金・労働(ねんきん・ろうどう)

【相談日(そうだんび)…偶数月(ぐうすうつき)第(だい)2木曜日(もくようび)】

⑤. 税務(ぜいむ)

【相談日(そうだんび)…毎月(まいつき)第(だい)2火曜日(かようび)】

⑥. 人権(じんけん)

【相談日(そうだんび)…毎月(まいつき)第(だい)2火曜日(★1)第(だい)4火曜日(かようび)】

<相談時間(そうだんじかん)と会場(かいじょう)>

- 午後(ごご) 1時(じ)から4時(じ)
- 定員(ていいん) 6名(めい)
- 本庄市役所(ほんじょうしやくしょ) 1階(かい) 市民相談室(しみんそうだんしつ)
(★1、児玉総合支所(こだまそうごうししょ) 1階(かい)会議室(かいぎしつ) 3)

<問合(といあわせ)先(さき)>

本庄市役所(ほんじょうしやくしょ)

- ①～⑤…市民課(しみんか) ☎0495-25-1113
- ⑥…市民活動推進課(しみんかつどうすいしんか) ☎0495-25-1118

★気(き)をつけて!! 相談日(そうだんび)は 変更(へんこう)になることがあります。

※1 行政相談(ぎょうせいそうだん)…市役所(しやくしょ)での 手続(てつづ)きや

申込(もうしこ)みなどの 行政(ぎょうせい)サービスの 相談(そうだん)

※2 法律相談(ほうりつそうだん)…結婚(けっこん)・離婚(りこん)、お金(かね)の 貸(か)し借(かり)、交通事故(こうつうじこ)、労働問題(ろうどうもんだい)など 心配(しんぱい)なこと。

※3 人権相談(じんけんそうだん)…毎日(まいにち)の 暮(く)らしの 中(なか)で 受(う)けた人権侵害(じんけんしんがい) 差別(さべつ) 偏見(へんけん) いじめ 虐待(ぎゃくたい) ヘイトスピーチ 性同一性障害(せいどういつせいしょうがい)・性的指向(せいてきしこう)を 理由(りゆう)とした 嫌(いや)がらせについての相談(そうだん)。予約(よやく)は 必要(ひつよう) ありません。

2 相談窓口(そうだんまどぐち)

○外国人総合相談(がいこくじん そうごう そうだん)センター埼玉(さいたま)

(埼玉県浦和合同庁舎(さいたまけん うらわ ごうどう ちょうしゃ) 3階(かい))

(埼玉県国際交流協会内(さいたまけん こくさいこうりゅう きょうかい内))

市役所(しやくしょ)などの 公共機関(こうきょうきかん)の 窓口(まどぐち)で 日本語(にほんご)が わからなくて 困(ま)ったときは 電話(でんわ)で 通訳(つうやく) します。

■電話番号(でんわばんごう) 048-833-3296

■対応時間(たいおうじかん) 月曜日(げつようび)から 金曜日(きんようび)
(9:00~16:00)

■対応言語(たいおうげんご) 日本語(にほんご) 英語(えいご) 中国語(ちゅうごくご)
スペイン語(ご) ポルトガル語(ご) 韓国(かんこく)・朝鮮語(ちょうせんご) タガログ語(ご)
タイ語(ご) ベトナム語(ご)

■URL <http://www.sia1.jp/foreign/advice>

○法務省(ほうむしょう) 人権擁護局(じんけんようごきょく)

日本語(にほんご)を 自由(じゆう)に 話(はな)せない 人(ひと)からの 人権相談(じんけん
んそうだん)を 聞(き)くため 専用(せんよう)の 相談電話(そうだんでんわ)を 用意(よう
い)して います。

■電話番号(でんわばんごう) 0570-090911

■対応時間(たいおうでんわ) 平日(へいじつ)(年末年始(ねんまつねんし)を 除(のぞ)く)
午前(ごぜん)9時(じ)から 午後(ごご)5時(じ)

■対応言語(たいおうげんご) 英語(えいご)、中国語(ちゅうごくご)、韓国語(かんこくご)、
フィリピン語(ご)、ポルトガル語(ご)、ベトナム語(ご)

※この他(ほか)にも 消費生活相談(しょうひせいかつそうだん)や 心配(しんぱい)ごと 子
育(こそだ)て 教育(きょういく) 介護(かいご) 女性相談(じょせいそうだん)(DV相談
(そうだん)も含(ふ)く)むなども 相談(そうだん)できます。何(なに)か 相談(そうだん)し
たいことや 悩(なや)んだことが あったら、市(し)のホームページや 広報(こうほう)を
見(み)て ください。相談(そうだん) できる日(ひ)や 場所(ばしょ) 連絡先(れんらくさ
き)を 確(た)しかめる ことが できます。



⑫本庄市国際交流協会(ほんじょうし こくさい こうりゅう きょうかい)について

問合せ(といあわせ)

本庄市役所(ほんじょう しやくしょ) :

市民活動推進課(しみんかつどうすいしんか) ☎0495-25-1158

1

本庄市国際交流協会(ほんじょうし こくさい こうりゅう きょうかい)について

本庄市国際交流協会(ほんじょうし こくさい こうりゅう きょうかい)では 本庄市(ほんじょうし)に 住(す)む 日本人(にほんじん)と 外国人(がいこくじん)が 仲良(なかよく)なるために バスで 出(で)かけたり みんなで 料理(りょうり)を 作(つく)ったり、クリスマス会(かい)などの イベントを 開(ひら)いたり しています。また いろいろな 国(くに)の 言葉(ことば)(英語(えいご)・中国語(ちゅうごくご)・韓国語(かんこくご)など)も 勉強(べんきょう)する ことができる 教室(きょうしつ)も あります。協会(きょうかい)に 入(はい)ると イベントに 参加(さんか)する ときにお金(かね)がかからない ことも あります。友(とも)だちが たくさん できるので ぜひ 入(はい)って ください。

2

年会費(ねんかいひ)について

1年(ねん)(4月(がつ)から 次の 3月(がつ)まで)で 1回(かい) 支払(しはら)う お金(かね)

国際交流協会(こくさい こうりゅう きょうかい)に 入(はい)るための お金(かね)。家族(かぞく)の なかに 会員(かいいん)の 人(ひと)が いるときや 学生(がくせい)の 人(ひと)は お金(かね)が 安(やす)く なります。

※お金(かね)を 支払(しはら)った 日(ひ)から 次(つぎ)の 3月(がつ)31日(にち)まで 会員(かいいん)で いられます。

※国際交流協会(こくさい こうりゅう きょうかい)に 入(はい)ると イベントのことやお知(しらせ)したい ことが あるときにお手紙(てがみ)や メールを 送(おく)ります。

- お手紙(てがみ)の会員(かいいん) 2,000円(えん)
- メールの会員(かいいん) 1,500円(えん)
- 学生(がくせい)の会員(かいいん) 1,000円(えん)
(中学生(ちゅうがくせい) 以上(いじょう)の人(ひと))
- 家族(かぞく)の会員(かいいん) 1,000円(えん)

3 日本語教室(にほんご きょうしつ)

日本語(にほんご)の 勉強(べんきょう)を したい人(ひと)や もっと うまく 日本語(にほんご)を 話(はな)せるように なりたい人(ひと)は いっしょに 日本語(にほんご)を 勉強(べんきょう) しましょう。いろいろな 人(ひと)たちと 仲良(なかよく) なることができます。毎週(まいしゅう) 勉強(べんきょう)して いるので 参加(さんか)して ください。お金(かね)は かからないです。

どこで : はにぽんプラザ(本庄市(ほんじょうし) 銀座(ぎんざ) 1-1-1)

いつ : 毎週(まいしゅう) 水曜日(すいようび)

午後(ごご)7時(じ) から 午後(ごご)8時(じ)30分(ふん)

持(も)ってくる 物(もの) : ノート ボールペン えんぴつ など

※参加(さんか)したい 人(ひと)は 事務局(じむきょく)まで 電話(でんわ)して ください。

事務局(じむきょく)は 市役所(しやくしょ)の 3階(かい)に あります。

☎0495-25-1158